

情報連携の本格運用に伴い提出を省略することができる書類について

平成30年10月9日から、国の機関や市町村とマイナンバーに紐付く個人情報のやり取り（情報連携）が本格運用されましたので、下表の事務手続きについて、これまで提出が必要であった一部の書類の提出を省略することができます。

事務手続き	申請書類	省略することができる書類
限度額適用・標準負担額減額の認定	限度額適用・標準負担額減額認定申請書	非課税証明書